

仕様書

1 件名

令和6年度外国人観光客誘致促進プロモーション業務

2 発注者

北九州市都市ブランド創造局観光課

3 目的

堅調に回復するインバウンド需要を確実に取り込むことを目的に、現地及び国内でのプロモーションを実施し、本市への外国人観光客の誘致促進を図る。については、同事業を円滑及び効果的に実施するため業務委託するもの。

4 履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

5 本業務の内容

(1) 全体業務関連

- ・(2)～(4)の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報管理やセキュリティの観点を踏まえること。

(2) プロモーション

北九州市の認知度向上及び外国人観光客の誘致を目的として、外国人観光客周遊促進事業（下記7参考を参照）の告知をフックに本市の観光資源のプロモーションを実施する。

なお、具体的なプロモーション手法は事業者からの提案とする。

※プロモーション手法の提案について

- ・ウェブサイト・SNSの活用、広告掲載、メディア・KOLの招請、動画制作、イベント開催などの手法から、対象とする国の訪日旅行の実態・志向等を踏まえた上で、活用する媒体等の具体的な名称や実施スケジュールを挙げて提案すること。
- ・対象は、台湾・韓国的一般旅行者（BtoC）を必須とし、それ以外（国・地域、相手先）については事業者から提案すること。
- ・旅マエ、旅ナカでのプロモーションをそれぞれ最低1つは提案に含めること。また、旅ナカでは福岡空港及び博多駅からの取り込みを意識した内容とすること。
- ・ウェブサイト等を活用する場合は、SEO対策を講じること。
- ・提案内容に応じたKPIを設定すること。

(3) 自由提案

上記(1)・(2)に加え、本市の認知度向上・誘客につながる効果的なプロモーションがあれば予算内で提案すること。その際、提案内容に応じたKPIを設定すること。

(4) 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、(2)(3)の効果検証や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案について記載すること。

- ・種類等：紙媒体（3部）、電子データ
- ・報告書提出期限：令和7年3月21日（金）

6 その他留意事項

- ・上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に発注者と受注者が協議の上決定する。
- ・各業務にかかる一切の経費（広告にかかる費用、調整費等）は、全て委託費に含むものとする。
- ・本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、発注者に帰属する。また、北九州市観光情報サイトへの活用または観光PRイベント等において各種媒体を活用し発信する場合、北九州市は当該成果物を使用することができることとする。なお、成果物の編集を伴う場合は、両者協議のうえ個別に編集の可否を判断するものとする。また、これらの場合においては、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。それ以外の成果物の著作（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、発注者に帰属する。
- ・受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

7 参考：外国人観光客周遊促進事業の概要

(1) 周遊クーポン

事業期間	令和7年1月～令和7年2月（予定）
対象者	外国人旅行者
周遊クーポン金額	抽選方式で500～5,000円の金額をランダムで配布（1人1回の訪日につき1度配布）※配布予定数約3万人分想定
配布場所	・北九州市総合観光案内所 ・福岡空港国際線ターミナル到着ロビー ・博多駅周辺
配布要件	・パスポート等の提示・配布時のアンケート協力・配布形態：電子
周遊クーポン利用可能店舗	市内観光施設、お土産店、飲食店等から公募 300～500店舗（想定）